

簡易業務「見積合わせ」実施のお知らせ

目的：国立大学法人東海国立大学機構（岐阜大学）（以下、「岐阜大学」とします。）が発注する業務の透明性・公平性及び競争性を確保し、良質な業務を適正な価格で請けていただくために実施します。

内容：岐阜大学が発注する業務について、簡易業務「見積合わせ」情報を岐阜大学ホームページに、5日間以上（土、日、祝日、年末年始を除く）掲載します。

流れ：

① 簡易業務「見積合わせ」情報を岐阜大学ホームページへ掲載します。

【掲載内容】

- ・業務名 ・担当部課係
- ・担当者 ・連絡先
- ・現場説明日時（現場説明に参加する業者は、事前に担当者まで連絡ください）
- ・該当する競争参加資格の業種等
- ・内訳明細付見積書提出期日
（提出先：施設統括部施設企画課施設庶務係（岐阜大学））



② 現場説明に参加（実施しない場合もあります。）



③ 簡易業務「見積合わせ」参加者は、提出期日までに「内訳明細付見積書」及び該当する業種に係る「**文部科学省における一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写し**」又は「**資格審査結果通知書(全省庁統一資格)**」を施設統括部施設企画課施設庶務係（岐阜大学）へ電子メールにより提出してください。

【内訳明細付見積書記載内容】

- ・業務名 ・完了期限
- ・見積価格（見積価格には消費税を含まないこと。）
- ・業務費内訳明細 ・連絡先名称
- ・連絡先氏名 ・連絡先電話番号

※簡易業務「見積合わせ」参加資格2～5の規定に該当するものでないこと。



④ 簡易業務「見積合わせ」結果は、結果一覧表を簡易業務「見積合わせ」参加者に電子メールにて連絡します。



⑤ 業務請負契約手続き



⑥ 業務着手

受注業者の決定方法

提出された内訳明細付見積書で最低の価格をもって有効な見積を行った者を受注業者とします。ただし、受注業者となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、他の者のうち最低の価格をもって見積した者を受注業者とすることがあります。

簡易業務「見積合わせ」参加資格

1. 文部科学省における設計・コンサルティング業務（設計・コンサルティング業務の場合）又は全省庁統一資格における東海・北陸地域の「役務の提供等」（その他の業務の場合）に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）
2. 東海国立大学機構契約事務取扱細則第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。
3. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てはなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 1 の再認定を受けた者を除く）でないこと。
4. 文部科学省又は国立大学法人東海国立大学機構から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成 18 年 1 月 20 日付 17 文科施第 345 号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
5. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

